

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3 統合的リスク管理態勢 Ⅱ－3－14 監督手法・対応 (1) 障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(様式・参考資料編 Ⅱ. その他報告等様式集 様式Ⅱ－3－14(1))にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ 別添様式2)による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。</u> また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。	Ⅱ 保険監督上の評価項目 Ⅱ－3 統合的リスク管理態勢 Ⅱ－3－14 監督手法・対応 (1) 障害発生時 ① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編 Ⅱ. その他報告等様式集 様式Ⅱ－3－14(1))にて当局宛て報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする。

改正案	現行
ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。 イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。 ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの。 をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略) (2) ～ (3) (略)	ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 (注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、保険会社が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、 ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はその恐れがあるもの。 イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はその恐れがあるもの。 ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの。 をいう。 ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。 ② (略) (2) ～ (3) (略)